

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき 220円
1時間につき 550円
1時間につき 330円
1時間につき 220円
1時間につき 220円
1時間につき 310円
1時間につき 390円
1時間につき 120円
1時間につき 440円
1時間につき 240円
1台につき 60円
1回につき 210円
1時間につき 200円
1時間につき 150円

」を

「

1時間につき 260円
1時間につき 660円
1時間につき 390円
1時間につき 260円
1時間につき 260円
1時間につき 320円
1時間につき 460円
1時間につき 140円
1時間につき 520円
1時間につき 250円
1台につき 70円
1回につき 220円
1時間につき 210円
1時間につき 160円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。